|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和4年4月1日（金）Ｎｏ．００２２ | ＣＩＪ　ニュース | 発行：社会福祉法人　ＣＩＪ福祉会　　　　本部事務局 |

**令和4年度処遇改善加算について**

令和4年度も引き続き、介護職員の処遇改善を図るため「介護職員処遇改善加算」「加算Ⅰ」の区分により介護職員の処遇改善を図るとともに、介護職員以外の職員も含めて「介護職員等特定処遇改善加算」「加算Ⅰ」の区分により、概ね前年並の一時金を支給します。

　　　　　**令和４年度のＣＩＪ福祉会　処遇改善加算（一時金）支給要領の概要**

○処遇改善加算対象者

①サービス提供月４月～９月 ：令和４年１２月２０日一時金支給（１２月１日在職のこと）

②サービス提供月10月～３月：令和５年　６月３０日一時金支給（６月１日在職のこと）

③令和２年１２月より職員の希望により、処遇改善手当として毎月の支給を行うこととしている。

毎月の支給額と賞与時の一時金とは調整が行われる。（年間の総額に変更はない。）

○期末一時金等対象者

　①、②は基準日に在籍する職員。③は給与の支給月に在籍する職員。（ただし、３日以上の欠勤、年休の有給休暇消化の期間がある職員には支給しない。）

○在職期間に応じた支給率（基本額に乗じる率）

・上記①、②の期間の全期間を通じて在職した職員　１００％

・期間内に５か月間以上在職した職員　８０％

・期間内に４か月間以上在職した職員　６０％

・期間内に２か月間以上在職した職員　３０％

・期間内に１か月間以上在職した職員　２０％

◎加算の基本額は、それぞれの期間のサービス提供にかかる事業別の介護職員処遇改善加算の報酬額を基礎に、事業所ごとの支給対象介護職員の人数により算出した介護職員一人当たりの額をベースとして理事長が別に定めます。

・令和４年度の事業所別：加算額推計総額は４７，２０４千円（障害除く）で、支給総額は４７，４０４千円（法定福利費を含む）を見込んでいます。

○現在までに実施した処遇改善にかかる事項は以下のとおりです。

①賃金体系等の人事制度の整備　　　賃金体系・人事制度について就業規則に基づく「人材育成実施要領による明確化、夜勤手当制度の改善」

②非正規職員から正規職員への転換　常勤嘱託職員➝正規職員化　２９名

　　　（令和4年1月1日現在） 　臨時職員➝正規職員化　　１０名

③昇給又は昇格等の要件の明確化　　人材育成実施要領及び給与規程に基づく昇給・昇格要件の明確化

④休暇制度、労働時間等の改善　　アニバーサリー（記念日）休暇の創設（２日）（勤続１年以上の職員）

メンタルヘルス相談員の配置

⑤人材育成環境の整備　　　　　　　人材育成実施要領に基づく期待人材像の明確化

及び研修委員会を設置しての研修機会の確保

⑥資格取得、能力向上のための措置　業務としての研修参加と参加費の事業所負担や支援

**令和４年度　介護職員等特定処遇改善加算について**

介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）は、令和元年10月1日の消費税の導入にあたり、創設をされたものです。特定加算は、現在、給付及び支給を行っている介護職員処遇改善加算の上乗せとして支給をされるものです。これまでの処遇改善加算は介護職員のみに支給されていましたが、特定加算は、10年以上の介護職員、10年未満の介護職員、その他の職員の3つのグループに支給をされる内容になっています。そしてその支給割合は、4：2：1になるように決められていました。令和3年4月の介護報酬の改定では、この10年以上の介護職員、10年未満の介護職員（4：2）について、「10年以上の介護職員（経験・技能のある介護職員）」は「その他の介護職員」の2倍以上にすると決められていたものを、「より高くすること」に見直されました。

しかしながら、CIJ福祉会は、特定加算の創設当初から4：2：1の取り扱いを行っていることから、これまで通りの方法で支給を継続します。

●特定加算の算定要件の確認

○現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること⇒**ＣＩＪ福祉会は（Ⅰ）を算定しています**

○職場環境要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分で、それぞれ１つ以上取り　　　　　　　　 組んでいること

　「資質の向上」⇒研修の受講や人事考課等

「労働環境・処遇の改善」⇒メンター制度、子育てとの両立、健康診断、分煙スペース等

「その他」⇒介護サービス情報公表制度、正規職員への転換等

● 特定加算の加算区分は、ⅠとⅡの２区分⇒**ＣＩＪ福祉会は（Ⅰ）を届け出します**

● （Ⅰ）は、サービス提供体制強化加算の最も上位の区分(※)を算定している場合、算定可能

（Ⅰに該当しない場合はⅡを算定可能）

※ 訪問介護：特定事業所加算Ⅱ

特定施設：サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

特養：日常生活継続支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）

その他：サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）

●賃上げを行う単位の決定

〇 同じ賃上げルールのもと賃上げを行う単位を、法人又は事業所のどちらにするかを決める。

 ⇒**ＣＩＪ福祉会は法人全体で届け出します**

○賃上げを行う職員の範囲を決める

経験・技能のある介護職員を定義した上で、全ての職員を

「A：経験・技能のある介護職員」：原則10年以上の経験者

「B：その他の介護職員」：A以外の介護職員

「C：介護職員以外の職員」に分ける

○どの職員範囲（１、２又は３）で、賃上げするかを決める。

※加算額を全てAに配分することも可能。BやCに配分することも可能。

 １　経験・技能のある介護職員（Aのみ）

２　介護職員全体（A＋B）

３　職員全体（A＋B＋C) 　⇒**ＣＩＪ福祉会は職員全体を届け出します**

○賃上げ額と方法を決める（配分ルール）

Aのうち１人以上は、月額８万円の賃金増又は年収440万円までの賃金増が必要。

既に年収440万円の人がいる場合は新たに設定する必要はない。

　　⇒**ＣＩＪ福祉会は年収440万円で届け出します（6事業所：6名必要）**